

佐賀県公安委員会告示第4号

交通安全活動推進センターに関する規則(平成10年国家公安委員会規則第3号)第3条第1項の規定により、佐賀県交通安全活動推進センターから、名称を変更する旨の届出があった。

平成25年5月10日

佐賀県公安委員会委員長 内 田 健

	名称	変更年月日
新	一般財団法人佐賀県交通安全協会	平成25年4月1日
旧	財団法人佐賀県交通安全協会	